

4 都市建企第 281 号
令和 4 年 6 月 15 日

有限会社 小島建材店
代表取締役 小島 康弘 様

東京都都市整備局長
福田 至

J I S 規格に適合しない疑いのあるコンクリートを
出荷した事案への対応について（要請）

国土交通省から、建築基準法の規制対象部位に使用する目的の注文に対して、貴社が J I S 規格に適合しない疑いのあるコンクリートを出荷したとの報告を受けた。

このような行為は、建築物に対する都民の不安につながるものであり、誠に遺憾で、断じてあってはならないことである。

特定行政庁では、事実関係の確認等を行っており、これらが円滑かつ迅速に実施されるよう、以下の 2 点について要請する。

記

- 1 当該コンクリートの使用に係る事実関係を確認している特定行政庁に対して、必要な資料を提供するなど誠意をもって対応すること。
- 2 当該コンクリートについて、法の規制対象部位への使用が認められた場合は、特定行政庁に協力し、法適合の確認に向けて責任ある対応を行うこと。